

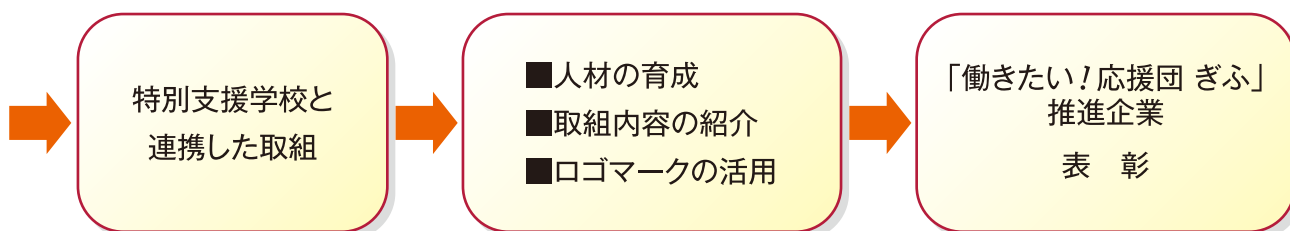
参加していただけると…

- 企業の即戦力となる人材の育成につながります。
- 取組内容等を県の広報媒体を活用して、広く紹介します。
- 「働きたい!応援団 ぎふ」のロゴマークを業務等に活用いただけます。
- 登録後、下記の項目に継続して取り組まれた企業には、「働きたい!応援団 ぎふ」推進企業として表彰します。

表彰項目と基準

岐阜県版 デュアルシステム	校内作業学習	年間8日以上、校内作業学習における技術指導等を実施
	就業体験 企業内作業学習	年間30日以上、就業体験・企業内作業学習を実施
就労推進		特別支援学校高等部卒業生を1人以上雇用
その他		職業教育、就労支援に関して特に顕著な取組を実施

※3年間継続して、上記の項目のいずれかに該当する場合に表彰を行います。
 ※その他、岐阜県では、障がい者雇用の相談・助言を行う「岐阜県障がい者雇用企業支援センター」を設置するとともに、障がい者の受け入れ企業を開拓する「障がい者雇用開拓員」を各圏域の障がい者就業・生活支援センターに配置しています。また、「ハート購入制度」や「岐阜県障がい者雇用優良事業所等表彰」など、企業における障がい者雇用の促進に向けた取組を実施しています。
 ※詳細は労働雇用課(058-272-8397)にお問い合わせください。



Q&A 登録後の学校との連携はどうするの?

就業体験や企業内作業学習等の実施にあたり、具体的な実施方法や内容等について、学校と企業、関係機関とで一緒に検討します。事前に教員が企業を訪問し、仕事を体験させていただいたり、打合せをさせていただきます。就業体験、企業内作業学習中には、教員が計画的に巡回指導をします。

Q&A 就業体験中に生徒がけがをした場合はどうなるの?

就業体験先への通勤途上及び事業所内での事故については、「日本スポーツ振興センター」「インターンシップ・ボランティア等体験活動賠償責任・障害保険制度」等で対応します。その他のトラブルに関しても、学校に連絡をしていただければ迅速に対応します。